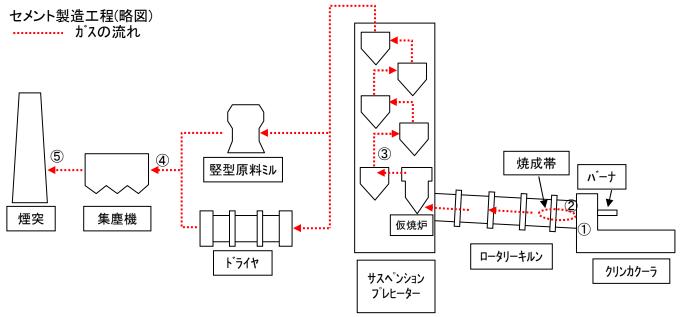
公表データの測定位置(イメージ図)



- 1)燃焼室中の燃焼がみ温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 2)集塵機入口がス温度 図中④
- 3)煙突から排出される排がス中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口) 図中④or⑤
- 4)焼成炉中の温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 5)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑤

•測定値条件

- 1)燃焼室中の燃焼ガス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、 高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、 産廃物再生利用条件の燃焼ガス温度が800℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 3)煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。

上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

4)燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度を代用する。

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】は第八条の三第二項は第十五条の二の三第二項

〇燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置

•関係法令

施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物) ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼がスの温度等、ハ)冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、二)煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、 ホ)固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

• 測定值条件

- 1) ロ)ート 燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境 にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼がス温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落ロ温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 2) ロ)-ヲ 煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の 濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。 上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。
- 3) ロ)−ツ 燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程 低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。
- 4) 二) ダイオキシンについてはロ)-ヲ同様の条件となる。

2025年度 大分工場 3号キルン

2023千茂	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	コー物 ひちてルノ	項				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	口)	ト. 燃焼室中の燃焼	ニーロース 室中の燃焼がスの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。			図 中①or②		①落口温度	①落口温度	①落口温度	①落口温度	①落口温度	①落口温度	①落口温度	①落口温度	①落口温度	①落口温度	①落口温度
		測定値: クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度			(2)測定年月	B	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
					(3)測定結果	平均値	1,429°C	1.404°C	1.341°C	1,382°C	1.388°C	1,401°C						
					(落口温度)	平均恒	1,429 C	,	,		,	'						
				集じん器内で燃焼がスの温度を	(1)測定位置		④集塵機入口		④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口				④集塵機入口			
—		速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は集じん器			(2)測定年月		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
				測定し、且つ、記録すること。	(3)測定結果	基準値	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C
		測定値:集塵	器の入口ガス温度			最大値	144°C	147°C	124°C	132°C	171°C	178°C						
般													0.44 - 1-13		0 11 -1-1111	0 11 - 12 12	0 11 -1-111	0.00
		9. 煙突から排出される排がス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、 且つ、記録すること。 測定値:集塵機出口or集塵機入口						⑤集塵機出口										
廃					(2)測定年月		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
					(3)測定結果	平均値	1,392ppm	1,492ppm	454ppm	749ppm	1,409ppm	909ppm						
棄	_	18 18 1 14			(集塵機出口)	<u> </u>							@# = %=	O#=70=	O#=#=	A#=18=	O#=18=	0# - 7-
d-fee		ッ. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を 摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定 し、 且つ、記録すること。 測定値: クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度			(1)測定位置 (2)測定年月		①落口温度 連続測定	①落口温度 連続測定	①落口温度 連続測定	①落口温度 連続測定	①落口温度 連続測定	①落口温度 連続測定	連続測定	①落口温度	①落口温度 連続測定			į
物					(3)測定年月		建梳测定 ≧1.000°C	建杭測定 ≧1.000°C	建杭測走 ≧1,000°C	建稅測正 ≧1,000°C	建杭測定 ≧1.000°C		建杭測定 ≧1.000°C	連続測定 ≧1.000°C	建統測正 ≧1.000°C	連続測定 ≧1.000°C	連続測定 ≧1.000°C	連続測定 ≧1.000°C
					(3) 測定和采		/	/			/	_ ,	≦1,000 C	≦ 1,000 C	≦1,000 C	≦1,000 C	≦ 1,000 €	≦1,000 €
l .		別た他・ハンハ	洛口温及のログリイルノ洗点が	/ (三)	(冷口血及)	最小値	1,280°C	1,283°C	1,281°C	1,253°C	1,264°C	1,290°C						
_	N)	n) 冷却設備及び排がA処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日				Į	運転由仕連続	運転中は連続	2025年6日11日	運転由仕連続	運転由け連続	運転山仕連続						-
産	=)		除去年月日 ダイ (1)排がス採取(立置 図中⑤		5集塵機出口						⑤ 生 鹿 機 出口	5 生鹿機出口	5 生鹿機出口	5 生 鹿 機 出 口	5 生 鹿 櫟 出 口		
	_/	二) 煙突から排出される排がス中のずイオキシ類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物は六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録すること。			オキ (2)排がス採取			2025年5月9日			2025年8月6日		②未产成出口	②米生成出口	少米 座	②米座版田日	○ 未正 成 山 口	②米座版出口
業					シン (3)結果取得:			2025年6月30日			2025年9月26日							
		但し、セメントキルンは上記:測定値条件2)ロ)-ヲに該当する為、ダイオキシン類の			(4)測定結果			0.00037ng-TEQ/Nm3			0.00033ng-TEQ/Nm3							
		濃度は3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する。					≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≤0.1ng-TEQ/Nm3
廃			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口		
					酸化 (2)排ガス採取	年月日	2025年4月8日	2025年5月9日	-	2025年7月29日	2025年8月6日	-						
棄		各工場ダイオキシン、ばい煙濃度基準値			物 (3)結果取得	年月日	2025年4月25日	2025年5月20日	-	2025年8月21日	2025年8月27日	-						
		3号	基準値	法及び条例名	(4)測定結果		<1ppm	26ppm	-	3ppm	23ppm	-						
		ダイオキシン	≤0.1ng-TEQ/Nm ³	廃掃法	基準値		≦ 2098ppm	≦2098ppm	≦2098ppm	≦2098ppm	≦2098ppm	≦2098ppm	≦2098ppm		≦2098ppm	≦2098ppm	≦2098ppm	≦2098ppm
物		硫黄酸化物		大防法(K値17.5)				⑤集塵機出口					⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
		ばいじん	$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$	大防法	い (2)排がス採取			2025年5月9日			2025年8月6日							
		塩化水素	≤700mg/Nm ³	廃掃法	じ (3)結果取得:	年月日		2025年5月20日			2025年8月27日							
		窒素酸化物	<u>≤</u> 480ppm	大防法	ん (4)測定結果			0.0012g/Nm3			<0.00050g/Nm3							
		<u> </u>	<u>= 100ppm</u>	7(9)14	基準値		$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$	≦0.1g/Nm ³	$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$	$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$	$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$	≦0.1g/Nm ³	≦0.1g/Nm ³	$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$	$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$	≦0.1g/Nm ³	$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$	$\leq 0.1 \text{g/Nm}^3$
共					塩 (1)排がス採取(⑤集塵機出口					⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	5 集塵機出口
l					化 (2)排がス採取			2025年5月9日			2025年8月6日							
通					水 (3)結果取得	年月日		2025年5月20日	-		2025年8月27日	-						
					素 (4)測定結果		1mg/Nm3	1mg/Nm3	-	1mg/Nm3		- 2				2		1
					基準値			≦700mg/Nm ³								≦700mg/Nm ³		
					窒素 (1)排がス採取(り集壁機出口	り集塵機出口	り、集歴機出口	り集歴機出口	り集塵機出口	り集歴機出口
					酸化 (2)排がス採取			2025年5月9日			2025年8月6日		-		-	-		+
					物 (3)結果取得:	千月廿		2025年5月20日			2025年8月27日		1					+
					(4)測定結果		460ppm	350ppm	< 100	320ppm	340ppm	- < 400	< 400	< 400	< 400	< 400	< 400	< 400
	<u>L</u>		3.4 克里下四位生4.44块		基準値		≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm

* 測定結果の符号(<)の付いた数値は、定量下限値または検出下限値を示す

【コメント】